

「令和6年度茅ヶ崎市食品衛生監視指導計画（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和6年2月1日（木）～令和6年3月1日（金）

2 意見の件数 12件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	1人	人	人	1人	人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	「第3 重点監視指導事業」に関する意見	1件
2	「第9 意見交換及び情報提供」に関する意見	4件
3	「第10 関係機関との連携」に関する意見	1件
4	「食品衛生監視指導計画に関する用語集」に関する意見	1件
5	パブリックコメント手続に関する意見、要望	5件
	合計	12件

茅ヶ崎市保健所 衛生課 食品衛生担当
0467-38-3316（直通）
e-mail:hokenjyo_eisei@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 1. 「第3 重点監視指導事業」に関する意見（1件）

(意見)

- 1 食中毒予防対策（4）弁当・そうざい等による食中毒予防対策
- 2 HACCPに沿った衛生管理 で、監視指導の強化・確認の重視・関係機関との連携、食品安全対策について、実施が形骸化されぬよう望みます。

(市の考え方)

食中毒を防ぐためには、HACCPに沿った衛生管理の実施等が重要と考えております。

弁当・そうざい等事業者を含む食品等取扱施設の監視指導において、HACCPに沿った衛生管理の実施等について継続的に確認してまいります。

■ 2. 「第9 意見交換及び情報提供」に関する意見（4件）

(意見)

市民等に啓発（PR・情報発信）も望みます。市民が注意すること、理解すること、関心を持つこと等が重点監視指導事業の一番の強化だと思います。

(意見)

カンピロバクター、ノロウイルス及び寄生虫を原因とした食中毒は、家庭での料理から発生することもあると思います。市民等に十分そのことをPR（情報発信）することが市民の食中毒予防だけでなく、市の食品衛生監視指導の強化にもなると思います。

(意見)

市民の中に、残留農薬等に強い関心と心配を持つ人もおられます。保健所での啓発活動も食品衛生監視の強化につながると思います。

(意見)

放射性セシウムについても、種々の啓発PRをすることが当計画の強化にもなると思います。

(市の考え方)

食品の安全に関する意見交換及び情報提供は、食品の安全・安心を確保するため、必要なものと認識しております。

市広報紙、ホームページ、デジタルサイネージ等を活用し、食中毒予防に関する情報提供を行ってまいります。

また、所管域の住民の皆さまの関心が高い情報についても、積極的に発信してまいります。

■ 3. 「第10 関係機関との連携」に関する意見（1件）

（意見）

茅ヶ崎市立中学校の一部で令和6年10月からデリバリー方式の完全給食が開始され、新たな食品衛生管理体制の構築が求められると思います。

各中学校・保健担当と保健所、茅ヶ崎市の関係部局や関係機関との連絡体制・監視指導計画を現時点で示してほしいと思います。

また、給食内容によるデリバリー時の保温材使用有無と食品衛生上の留意点を現時点の業者との取り決め事項を開示していただきたいと思います。

（市の考え方）

茅ヶ崎市の中学校給食は、民間事業者の調理施設で調理した給食を中学校へ配送するデリバリー方式により実施します。所管課である学務課とは、学校給食に関する情報を共有し、連携を取ってまいります。調理施設に対する監視指導は、所管域の保健所が実施することとなります。

デリバリー方式により令和6年10月から実施する中学校給食は、給食の内容を主食・おかず・汁物・牛乳による完全給食とし、ごはんや汁物は蓄熱材を使用することにより温かい状態で提供いたします。

給食の調理及び配送等の業務を民間事業者へ委託するにあたり、食品衛生及び公衆衛生に関する法令並びに文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に沿った作業を行うことを仕様内容に含め、公募型プロポーザル方式により選考を実施し、優先交渉権者を決定いたしました。

■ 4. 「食品衛生監視指導計画に関する用語集」に関する意見（1件）

（意見）

食品表示法の利用部分に追記修正を提案します。

消費者庁、農林水産省、厚生労働省、財務省

厚生労働省 → 全国に出先機関を有する、都道府県や政令市の首長
実際の実務は保健所に委任することが所管

財務省 → 酒類の所管 と背景を案内いただくと良いと思います。

（市の考え方）

食品表示に関する業務は、食品表示法が施行されてから消費者庁、農林水産省、財務省が所管しております。

消費者庁に委任された権限に属する事務の一部は、食品表示法第15条の規定により、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に委任されております。

■ 5. パブリックコメント手続に関する意見、要望（5件）

（意見）

ほとんどの（多くの）パブコメ（パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも（ほとんどの件が）応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味（公意募集）（市民の意見）の意味からしてももっとPR（啓発・多くの情報発信）等したり種々（色々）な工夫をして欲しい。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しております。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X（旧Twitter）、LINE、デジタルサイネージ（市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせることで実施することとしています。市民参加機会の充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に取り組んでまいります。

（意見）

市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃（見落）等してしまわないでしょうか。

（市の考え方）

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市民の皆さまに認知いただけるよう工夫しております。

今後につきましても、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

（意見）

パブコメの意味からしても（市民に）説明会開催するのが原則と思う。

（意見）

説明会(パブコメの)開催した（茅ヶ崎ゴルフ場等々）パブコメは、パブコメ等の説明の参加者も多くパブコメ応募者も常に多かったと思う。

（市の考え方）

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、講習会などの機会を通して、住民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後も、計画策定等にあたっては、説明会やパブリックコメント手続等々の市民参加の手続きを適切に実施してまいります。

(意見)

R4年度の2月のパブコメは十数件あったと思うが、R5年度のパブコメは2月5件(1月から2月かけて3件)前年度の1/3に件数が減りました。更なる工夫をお願いします。評価すると同時に時期的にやむを得ないと思うところもありますが、色々の配慮がないと市民は適切に応募できないと思う。

以前にも書きましたパブコメの資料(プラン)(計画)(素案)等、市図書館(高砂)はじめ不適切に置いてある(重ねて何件へのパブコメが置いてある)置場が分りづらい。また資料が置いてないところもありました。

(市の考え方)

令和5年2月のパブリックコメント手続は、令和5年4月を始期とする「茅ヶ崎市実施計画2025」と当該実施計画に関連した各分野の個別計画等の意見を募集した案件となります。「茅ヶ崎市実施計画2025」と当該実施計画に関連した各分野の個別計画等の策定等を連動して進めていくことは計画内容を充実させ、市が目指す方向性をより具体的に御提示できることにつながります。そのため、今後も個別計画等の内容に応じて実施計画と連動して策定等を進める可能性もございます。

一方で、同時期に多くのパブリックコメント手続を実施することにより、市民の皆さまに少なからず負担が生じてしまうことも認識しておりますので、可能な限り実施期間を平準化する等の配慮を行ってまいります。

なお、資料につきましては、市民の皆さまがご覧になりやすいように配架するとともに、不足した際には補充をするなど、多くのご意見をいただけるような環境整備に努めてまいります。